

## 寒河江市一時保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育てをする保護者の緊急時等の保育需要に応えるために、市立保育所における一時保育事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 一時保育とは、保護者の都合により、児童を家庭において保育することが困難となる場合について、一時的に保育することをいう。

### (対象児童)

第3条 この事業の対象とする児童は、寒河江市立保育所保育の実施に関する条例(昭和62年市条例第7号)第2条の規定による保育の実施の対象とならない小学校就学前の1歳以上(利用日現在)の児童で、市内に住所を有するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める児童については、この限りではない。

### (実施施設及び実施する日)

第4条 この事業を実施する施設は、寒河江市立保育所設置条例(昭和37年市条例第8号)第2条に規定する市立保育所とする。

2 一時保育事業を実施する日は、毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの間及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除くものとする。

### (保育時間)

第5条 保育する時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から午前11時30分までとする。

### (登録)

第6条 この事業を利用しようとする者は、一時保育事業登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合については、登録申請と利用申請を同時に提出することができる。

### (利用決定)

第7条 市長は、前項に規定する登録者の一時保育事業利用申請書(様式第2号)を受理したときは、必要な審査を行い、利用の決定について通知するものとする。ただし、緊急の場合及び市長が特別の事業があると認める場合については、この限りではない。

(利用中止)

第8条 前条の規定により利用を認められた者が、利用する必要がなくなったときは、一時保育事業利用中止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(利用期間)

第9条 この事業を利用しようとする者の利用期間は、連続利用日数を6日間までとし、利用初日から起算した保育実施1カ月間のうち最高12日間までとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合については、この限りではない。

(利用者の負担)

第10条 一時保育事業の利用者は、当該事業に係る一時保育サービス利用料を、市長が定める日まで納入するものとする。

2 前項に規定する一時保育サービス利用料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 3才未満児 1日につき 2,500円

(2) 3才以上児 1日につき 1,500円

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。